学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を 講じられたい。

- 1. 公立小・中学校の整備費について
- (1)都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

また、屋外教育環境施設の整備に係る補助事業については、令和7年度 以降も継続して実施すること。

- (2)空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2.「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」 等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当 該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
- 3. 文教施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。
- 4. 物価高騰対策関係について

公立学校施設の整備等に係る建築資材の建築単価については、物価高騰を 踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。